1. 会社が本クラブの利用を承認した方を会員といい、会員の種類および	現行会則(改定前)
1. 会社が本クラブの利用を承認した方を会員といい、会員の種類および	(新設)
本クラブの施設(以下「施設」といいます。)の利用範囲その他の条件については別途定めるとおりとします。  2. 会員および会員以外で会社が本クラブの利用を認めた個人(施設を利用券・招待券等により利用する個人、本クラブ入会体験者および第18条規定のビジターを含みます。)を総称して、利用者と称します。  3. 利用者は、本会則、会社が別途定めるタイガースフィットネスクラブラフィット細則(以下「細則」といいます。)およびその他会社が定める諸規則(以下、これらを総称して「本会則等」といいます。)を遵守するものとします。	
1. 本クラブの会員は、本クラブの目的に賛同する方で、次の各号の全てに該当する方とします。なお、会社は、次の各号の定めにより入会ができないと判断した方については、入会申込みを承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、会社はその会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方(2) 満年齢18才以上の方(一部の会員種別については16才以上の方)(3) 医師から運動を禁止されておらず、本クラブの利用に支障のない健康状態の方(4)刺青(タトゥ含む)をされていない方(5)暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者もしくは関係者またはこれらに準ずる反社会的勢力ではない方	<ul> <li>64条(入会資格)</li> <li>1. 本クラブの会員は、クラブの目的に賛同する方で、次の各号の全てに該当する方とします。尚、本クラブは、次の各号の定めにより入会ができないと判断した方については、入会申込みを承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本クラブはその会員資格を取り消すことができるものとします。</li> <li>(1) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。</li> <li>(2) 満年齢18才以上の方。ナイト&amp;ホリデーU20は16才以上の方。</li> <li>(3) スポーツを行っても差し支えない健康状態の方。</li> <li>(4) 刺青をした方や、暴力団関係者ならびにこれに類する方は入会できません。(タトゥも含む)</li> <li>(5) 妊娠中の方は入会できません。</li> <li>(6) 本クラブおよび他社クラブにおいて利用禁止処分を受けていない方。</li> <li>2. 前項の定めは、法人会員の構成員についても適用します。</li> </ul>
	第5条(会員の種類) をクラブの会員の種類と要件は次の通りとします。なお、下記以外の会員 の種類を設定することがあります。 (1) レギュラー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。 (2) デイタイム会員、ナイト会員、ホリデー会員、ナイト&ホリデー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご利用曜日、ご利用時間は細則の通り制限されます。 (3) ホットヨガ会員フィックス、ホットヨガ会員セレクトは個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご登録は細則の通りとします。 とし、1名記述式とします。ただし、ご登録は細則の通りとします。 (4) 法人会員は法人の従業員を対象とし、本クラブの発行する利用券により利用していただけます。
1. 本クラブに入会を希望される方は、所定の申込手続を行い、会社の承 本	67年(八云子桃) 57年(八云子桃) 5クラブに入会を希望される方は所定の申込手続を行い、会社の承認を得 -後、別途細則に定める <u>入会金</u> および会費を会社に納入してください。
1. 会社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一定期間の停止または除名をすることができます。 (1) 本会則等に違反したとき (2) 第5条の入会資格を喪失したとき (3) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき (4) 会費その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じないとき(5) 本クラブ利用に際して、自らの行動について正常な判断ができない状態であると会社が判断したとき (6) その他、本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断し、除名を至当とする行為、事由があったとき 2. 会社は、法人会員の利用券の利用者にも上記の各号を適用し、法人会員を除名することができるものとします。 3. 上記の理由により停止または除名されたとき、会員は、会社に対して損害賠償の請求を行うことはできません。 第11条(退会) 1. 会員は、毎月10日(10日が休館日の場合はその翌営業日)までに、会員	第9条(会員資格の停止および除名) 1.会社は、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一定期間の停止または除名することができます。 (1)本会則その他本クラブが定めた事項に違反したとき。 (2)本クラブの名誉・信用を傷つけたり、運営の秩序を乱したとき。 (3)会員が納入すべき会費、その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じないとき。 (4)本クラブの会員として、ふさわしくないと会社が判断したとき。 (5)他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。 (6)本クラブ内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。 (7)その他、本クラブが除名を至当とする行為、事由があったとき。 2.法人会員の利用券の利用者にも上記の各号を適用し、法人会員を除名する場合もあります。 3.上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。 第11条(退会) 会員は、毎月10日までに、本クラブ所定の退会届を提出することにより、当月末日をもって退会することができます。
	<u>813条(会員種別の移行)</u> 各会員への種別移行ができます。ただし、変更費用を要します。

#### 第13条(会員証)

- 1. 会社は、法人会員以外の会員に対して会員証を交付します。
- 2. 会員は、本クラブの入場に際して会員証を持参して提示するとものとします。(法人会員は利用券によります。)
- 3. 会員証は本人のみが利用でき、貸与・譲渡・質入等することができません。
- 4. 会員は、会員証を紛失した場合には直ちに所定の手続きを行い、会社 に再発行の申請をするものとします。なお、再発行についての実費は 会員負担とします。

# 第14条(会員証)

会員証の取扱いは次の通りです。

- (1) 会社は法人会員以外の会員に対して会員証を交付します。
- (2) 会員証は記名された方以外は使用できません。
- (3) 会員証は譲渡・質入等することができません。
- (4) 会員は、会員証を紛失した場合には直ちに所定の手続きを行い、会 社に再発行の申請をするものとします。なお、再発行についての実 費は会員負担とします。

#### 第16条(利用禁止および退出)

利用者は、本会則に定める場合の他、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。当該行為を行った場合には、会社は、本クラブの利用を禁止する、または本クラブからの退出を命ずることができるものします。

- (1)他の利用者やスタッフの体を押す、殴打する、掴む、拘束する等の 暴力行為
- (2) <u>痴漢、の</u>ぞき、露出、相手の望まない性的言動、唾を吐く等、法令 や公序良俗に反する行為
- \_(3) 暴言、恫喝、大声や奇声を発したり、他の利用者やスタッフの行く 手を阻む等の威嚇行為
- (4)物を投げる、壊す、叩く等の他の利用者やスタッフが恐怖を感じる 危険行為
- (5) 本クラブの施設、設備、器具、備品等の損壊および無断で持ち出す 行為
- (6) 施設への落書きおよび指定場所以外での排泄等により施設を汚損す る行為
- (7) 本クラブ内において許可なく物品販売や営業行為、ビラの配布、金 銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、宗教活動、撮影・録音 等を行うこと
- (8) 他の利用者やスタッフを誹謗、中傷する行為
- (9) 他の利用者やスタッフに対する待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要、 執拗な会話の強要等の行為
- (10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する 等の業務を妨げる行為
- <u>(11) 会社の許可なく本クラブの設備、備品や特定の場所を長時間独占する行為</u>
- (12) 刃物等の危険物の館内への持込み
- (13) 酒気を帯びて本クラブへ入館、利用する行為
- (14) 本クラブ内での喫煙行為(電子タバコ、無煙タバコを含みます。)
- (15) 高額な金銭、物品の館内への持込み
- (17) 法令、社会規範、公序良俗に反する目的または本クラブの目的とは 異なる目的で施設を利用する行為
- (18) その他会社が合理的な理由に基づき不適当または本クラブの秩序を 乱すと判断した行為

## 第17条(利用禁止および退出)

会社は、以下の各号のいずれかに該当する方の本クラブの利用を禁止する、 または本クラブからの退出を命ずることができるものします。

- (1) 会則等を遵守しない方
- (2) 医師等により運動を禁じられている方
- (3)館内において刺青・タトゥなどを露出した方
- (4) 暴力団、その他これに類似する団体またはその構成員の方
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有 する方
- (6) 酒気を帯びている方
- (7)健康状態を害し運動することが好ましくないと判断される方

## 第17条 (変更事項の届出)

- 1. 会員は、取引金融機関、住所、電話番号等、入会申込み手続書類の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに所定の用紙にて会社に届出るものとします。
- 2. 会社は、会員が連絡先等の変更に伴う手続きを怠った等、当該情報が 不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について責任 を負いません。

## 第18条 (変更事項の届出)

会員は、取引金融機関、住所、電話番号等、入会申込み手続書類の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに所定の用紙にて会社に届出るものとします。

#### 第19条(健康管理)

- 1. 利用者は、施設利用に際し、各自の責任において健康管理を行うものとします。
- 2. 利用者は、施設利用に際し、スタッフから怪我、事故回避のための指示、要請を受けたときはそれに従うものとします。
- 3. 利用者は、疾病により医師に運動を控えるよう指示された場合等は、 自らの責任において本クラブの利用を控えるものとします。

#### (新設)

## 第22条(個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、これを遵守するとともに、個人情報を適切に取り扱います。プライバシーポリシーは会社のホームページに掲示します。

### (新設)

# 第23条 (施設の廃止。利用制限)

- 1. 会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導その他やむを得ない事由が発生した場合、施設の廃止、またはその利用を制限することがあります。
- 2. 施設の一部分の利用制限・停止にとどまる場合には、会費の返還等を しないものとします。なお、施設の全部の利用制限が10日を超えた 場合等は、当社の判断により会費の返金等の対応を取ることがありま す。

## 第22条 (施設の廃止。利用制限)

会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導その他やむを得ない事由が 発生した場合、本クラブ施設の廃止、またはその利用を制限することがあ ります。

# (削除)

### 第24条(細則)

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、別途細則等により会社が定めるものとします。

#### 附則

本会則は、2022年4月1日より施行いたします